

令和6年4月1日から

**妊娠判定に要する
産科受診料を助
成します**
(低所得妊婦対象)



名護市では全ての妊婦が安心して妊娠・出産を迎えられるように、低所得妊婦の経済的な負担軽減を図るため妊娠判定に要する産科受診料を助成します。

【対象となる方】※以下のすべてに該当する方

- ①産科受診日時点で名護市に住民登録がある妊婦
- ②住民税非課税世帯または生活保護世帯に属する妊婦
- ③必要に応じて名護市と医療機関等の関係機関が情報を共有することに同意できる妊婦

【助成金額】

- ・妊娠判定に要する問診、診察、尿検査及び超音波検査を受けてかかった費用(1回につき上限10,000円)

※助成回数上限は1人の妊婦につき1年度内において2回

【申請に必要なもの】

- ・申請書(様式1号:第5条関係)
- ・医療機関が発行した妊娠判定に要する産科受診の領収書
- ・振込先金融機関口座が確認できるもの(通帳やキャッシュカードの写し)
- ・委任状(振込口座を申請者以外の者の口座にする場合)

※申請期限は受診日から3か月以内

【問い合わせ先】 名護市役所 健康増進課 健康づくり係
(0980)43-9006 内線:349